

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（共益費の徴収等）

第二十条の二 知事は、入居者の共通の利益を図るために特に必要があると認める場合は、共益費として、前条各号に掲げる費用のうち規則で定める費用を入居者から徴収することができる。

2 前項の共益費の額は、毎年度、共益費に係る施設、設備等の使用の状況、当該公営住宅の入居者数、徴収に要する費用等を勘案して、規則で定めるところにより算出した額とする。

3 第十二条第五項並びに第十七条第二項及び第六項の規定は、第一項の共益費について準用する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により知事が徴収する共益費に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第三十八条第三項中「年五分の割合」を「法定利率」に改める。

第五十二条第一項第三号中「家賃」の下に「、共益費」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第三十八条第三項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例の規定による改正前の奈良県営住宅条例第三十八条第三項に規定する利息については、なお従前の例による。